

(地Ⅲ28F)

平成 21 年 5 月 6 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
飯 沼 雅 朗

新型インフルエンザに関する情報提供について

今般、新型インフルエンザに関する事務連絡が、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部より各都道府県衛生主管部（局）に出され、本会に対しても協力依頼がまいりましたのでご連絡申し上げます。

今回の事務連絡の概要は下記のとおりですので、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区医師会および会員に対し周知いただきたくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 感染症指定医療機関等における人工呼吸器の保有状況等について

新型インフルエンザが蔓延し、人工呼吸器を要する患者が多数発生した場合を想定し、適切な供給を図ることを目的とし、現時点における感染症指定医療機関等における人工呼吸器の保有状況および稼働状況を把握する調査を都道府県が実施する。対象医療機関は、感染症指定医療機関（特定・第一種・第二種）、結核病床を有する医療機関など新型インフルエンザ対策行動計画に基づき都道府県が病床の確保を要請した協力医療機関とする。

2. 新型インフルエンザの診療体制の充実について

新型インフルエンザ感染患者の国内発生に備え、発熱外来の設置の拡充（概ね 2 次医療圏に 1 施設）を図る。

また、医療機関における対応を示した「医療機関に必要な新型インフルエンザ対策」の周知を徹底することとし、とくに発熱外来を設置する医療機関に対しては、「新型インフルエンザまん延期の診療継続計画作り」（平成20年度厚生労働科学研究費補助金）にある「10のアクション」の実施を徹底する。（この2つの資料については、添付事務連絡に示すホームページURLをご参照下さい）

3. 新型インフルエンザの診療等に関する情報（抗インフルエンザ薬の予防投与の考え方等）について

新型インフルエンザの国内発生早期以降のタミフル等の予防投与について以下のように規定した。

- (1) 予防投与対象者：十分な感染防止策を行わずに、新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者。（予防投与対象者ごとの発生段階別投与指針については、添付事務連絡の「別添」をご参照下さい）
ただし、まん延期においては、増加する患者への治療を優先し、予防投与等の効果等を評価し必要性を検討する。
- (2) 予防投与の用法と用量：A型インフルエンザウイルス感染症の予防投与に適応がある、オセルタルミビルリン酸塩カプセル（タミフルカプセル 75）、ザナミビル水和物ドライパウダーインヘラー（リレンザ）について、当該医薬品の添付文書に基づき用法用量等を整理した。（予防投与対象者の適応薬剤と用法用量の詳細については、添付事務連絡の「別添」をご参照下さい）
- (3) 検疫法に基づく停留対象者への予防投与：上記（1）の「別添」に示す「患者の濃厚接触者」に準じて処方を行う。
- (4) 予防投与の費用負担：原則投与を受ける者の自費負担となるが、「健康観察」となる濃厚接触者への予防投与については、一部もしくは全額を公費負担とすることも各自治体の判断で可能。なお、検疫法に基づき停留を実施する場合には、当該者への予防投与は公費負担となる。
- (5) ファクシミリによる処方せん発行：「医療体制に関するガイドライン」に基づき、慢性疾患等を有する者については、現段階においてかかりつけの医師が了承すれば、まん延期に電話診療によりファクシミリ等を利用して処方せんを発行することができる。

(6) 擬似症例に対する投与：「擬似症例」に対しても、タミフル等の投与は、現時点では速やかに行うことが望ましい。

以上

平成21年5月2日
事務連絡

各都道府県 衛生主管部（局）
感染症対策担当者及び新型インフルエンザ対策担当者 殿

新型インフルエンザ対策推進本部
医療班

【調査依頼】感染症指定医療機関等における人工呼吸器の保有状況等について

新型インフルエンザが蔓延し、人工呼吸器を必要とする患者が発生した場合を想定して、人工呼吸器の適切な供給を図る必要があります。

つきましては、現時点における各感染症指定医療機関等での人工呼吸器の使用状況について把握することとし、下記の調査の実施をお願い致します。

なお、人工呼吸器の販売業者が在庫として保有している人工呼吸器の医療機関への納入する際の考え方については、新型インフルエンザウイルスの流行状況を勘案しつつ、別途お知らせする予定です。

記

1 調査の趣旨

各都道府県の感染症指定医療機関等における人工呼吸器の保有状況及び稼働状況を把握し、人工呼吸器を必要とする患者が多数発生した場合の人工呼吸器の納入先決定等の基礎資料とする。

2 調査対象

下記の医療機関を対象とする。

- ・感染症指定医療機関（特定・第一種・第二種）
- ・結核病床を有する医療機関など新型インフルエンザ対策行動計画に基づき都道府県が病床の確保を要請した医療機関（協力医療機関）

3 調査内容

各感染症指定医療機関等での人工呼吸器の保有及び稼働状況等。調査票は別紙（エクセルファイル）の通り。

4 調査結果の報告

- ・回答期限 平成21年5月8日（金）午後5時まで
- ・下記まで別添のエクセルファイルに記入の上、メールで返信ください。

5 照会先

新型インフルエンザ対策推進本部 医療班

担当者 中谷、大竹、片山

TEL 03-3506-7312 内線247、248

FAX 03-3506-7331

Mail nakatani-yukiko@mhlw.go.jp/katayama-satoko@mhlw.go.jp

人工呼吸器の稼働状況調査

都道府県名 東京都

都道府県名	医療機関名	医療機関種別 (特定であれば1、 第一種であれば2、 第二種であれば3、 協力医療機関であれば 4)	全保有台数	全稼働台数 注1)	新生児用(内訳)		保有人工呼吸器の中央管理体制 (中央管理であれば1、 中央管理でなければ2) 注2)
					保有台数	稼働台数 注1)	
東京都	〇〇医療センター	2	20 台	5 台	3 台	3 台	1
東京都	都立〇〇病院	3	30 台	10 台	0 台	0 台	2
東京都			台	台	台	台	
東京都			台	台	台	台	
東京都			台	台	台	台	
東京都			台	台	台	台	
東京都			台	台	台	台	
東京都			台	台	台	台	
東京都			台	台	台	台	
東京都			台	台	台	台	
東京都			台	台	台	台	
東京都			台	台	台	台	
東京都			台	台	台	台	
東京都			台	台	台	台	
東京都			台	台	台	台	
	合計		50 台	15 台	3 台	3 台	

注1) 平成21年5月4日～7日までの任意の一時点において、実際に呼吸管理に用いていた人工呼吸器の台数
 注2) 「人工呼吸器の中央管理」とは、院内の人工呼吸器を管理する部門が設置されていることをいう。

事務連絡
平成21年5月3日

各都道府県 衛生主管部（局）
感染症対策担当者及び新型インフルエンザ対策担当者 殿

新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザの診療体制の充実について

メキシコ等における新型インフルエンザ（H1N1亜型）の発生に伴い、発熱外来の設置に取り組んでいただいているところではありますが、国内発生に備え、更なる拡充（概ね2次医療圏に1施設）をお願いいたします。

また、診療体制の充実を図るため、各自治体等におかれては医療機関における対応を示した下記資料等をご確認いただくとともに、医療機関への周知徹底をお願いいたします。なお、特に発熱外来を設置する医療機関に対しては、「新型インフルエンザまん延期の診療継続計画作り」（平成20年度厚生労働科学研究費補助金）8ページにある「10のアクション」につき実施を徹底し、診療に適切に対応できるよう周知いただきたくお願いいたします。

1. 「新型インフルエンザまん延期の診療継続計画作り」

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/090430-01c.pdf>

2. 「医療機関に必要な新型インフルエンザ対策」

<http://www.medicalview.co.jp/download/influenza/>

照会先

新型インフルエンザ対策推進本部 医療班

担当者 中谷、大竹、片山

TEL 03-3506-7312 内線247、248

FAX 03-3506-7331

Mail nakatani-yukiko@mhlw.go.jp/katayama-satoko@mhlw.go.jp

事務連絡
平成21年5月3日

各都道府県 衛生主管部（局）
感染症対策担当者及び新型インフルエンザ対策担当者 殿

新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザの診療等に関する情報
（抗インフルエンザ薬の予防投与の考え方等）について

新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H1N1）の診療について抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の考え方を中心に別添のとおりまとめたので、各医療機関に周知徹底いただきたくよろしくお願いたします。

照会先

新型インフルエンザ対策推進本部 医療班

担当者 中谷、大竹、片山

TEL 03-3506-7312 内線247、248

FAX 03-3506-7331

Mail nakatani-yukiko@mhlw.go.jp/katayama-satoko@mhlw.go.jp

新型インフルエンザの診療等に関する情報について
(抗インフルエンザ薬の予防投与の考え方等)

新型インフルエンザの診療等に関して、下記のように情報提供いたします。
ご承知おきいただくとともに、各医療機関への周知をお願いいたします。

1. 予防投与対象者

- 十分な感染防止策を行わずに、新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者を予防投与の対象者とする。
- 現時点では、「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」に基づき、次の表の考え方で対応する。

表1 予防投与対象者の発生段階別投与指針

カテゴリー	国内発生 早期	感染拡大期	まん延期	回復期
医療従事者・ 水際対策関係者	投与			
患者の同居者	投与		効果を評価した上で検討	
患者の濃厚接触者 (同居者を除く)	投与		原則として見合わせる	
患者と同じ学校・ 職場等に通う者 (濃厚接触者を除く)	状況により投与		原則として見合わせる	
地域封じ込めの 実施地域の住民*	投与			

※ ただし、まん延期においては、増加する患者への治療を優先し、予防投与の効果等を評価し必要性を検討することになる。

2. 予防投与の用法と用量

- A型インフルエンザウイルス感染症の予防投与に適応があるのは、オセルタミビルリン酸塩カプセル（商品名：「タミフルカプセル75」以下、「タミフル」という）、ザナミビル水和物ドライパウダーインヘラー（商品名：「リレンザ」以下「リレンザ」という）のみである。現在の添付文書上の適応に基づくと、次の表となる。

表2 予防投与対象者の適応薬剤と用法用量

対象者	タミフル	リレンザ
13歳未満	適応なし	リレンザ * 1回2ブリスター 1日1回10日間
13歳以上	タミフル 1日1回1カプセル 7~10日	

※ 予防投与に関し、現時点では、新型インフルエンザに対する抗ウイルス薬の予防効果は必ずしも明らかではないこと、また、添付文書をもとに副作用等の発現リスクがあること等について、投与対象者（未成年者の場合は保護者含む）に十分情報提供し、同意を得たうえで行うこととする。

* リレンザについては、4歳以下に対する安全性は確立していない。また、小児に対しては、適切に吸入投与できると判断された場合にのみ投与すること。

3. 停留対象者への予防投与

- 停留対象者への予防投与についても、表1における「患者の濃厚接触者」に準じて処方を行う。

4. 処方を希望する者への事前処方

- 不必要な予防投与による副作用やウイルスの耐性化の発生を避けるとともに、抗ウイルス薬の効率的な使用を行うべきことから、第二段階（国内発生期）における予防投与については、濃厚接触者に対して行うことを基本とする。
- 第三段階（国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態）における予防投与に関しては、予防投与の効果等を評価し、今後さらに検討する。

5. 予防投与の費用負担について

- 原則、自費負担となるが、「健康観察」となる濃厚接触者への予防投与については、その一部もしくは全額を公費負担とすることも各自治体の判断で可能である。
- なお、検疫法により停留を実施する場合には、当該者への予防投与は公費負担となる。

6. ファクシミリによる処方せん発行

- 「医療体制に関するガイドライン」において、慢性疾患等を有する者については、発生前の現段階において、かかりつけの医師が了承することで、まん延期に、電話診療によりファクシミリ等を通じて処方せんを発行することができることとしている。

7. 疑似症例に対する投薬について

- 確定診断がついていない「疑似症例」に対しても、タミフル等の投与は現時点では、速やかに行うことが望ましいと考えられる。

8. 「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」について

- 国立感染症研究所等の情報を参考に、症例定義における「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」を以下のとおり定める。

【新型インフルエンザが蔓延している国又は地域）

メキシコ

アメリカ

カナダ

(5月2日 10:00 最終更新)

※今後の状況に応じて、更新いたしますので、ご確認ください。

厚生労働省:新型インフルエンザ対策関連情報

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>